

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	北陸財務局長	
【提出日】	平成29年 6月26日	
【会社名】	株式会社ハチバン	
【英訳名】	HACHI-BAN CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 克治	
【本店の所在の場所】	石川県金沢市新神田一丁目12番18号	
【電話番号】	076-292-0888（代表）	
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員社長室長 酒井 守一	
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市新神田一丁目12番18号	
【電話番号】	076-292-0888（代表）	
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員社長室長 酒井 守一	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	112,350,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	35,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成29年6月26日(月)に開催された取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分(以下「本自己株式処分」という。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
名称: 株式会社証券保管振替機構
住所: 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	35,000株	112,350,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	35,000株	112,350,000	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
3,210	-	100株	平成29年7月12日(水)	-	平成29年7月13日(木)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
3. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとします。
4. 発行価格は本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社八チバン 管理部	石川県金沢市新神田一丁目12番18号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社北陸銀行 金沢支店	石川県金沢市南町5番28号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
112,350,000	1,000,000	111,350,000

(注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、弁護士費用・有価証券届出書等の書類作成費用等の概算額であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分につきましては、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、全額を本社工場の設備更新資金に充当いたします。実際の支払いまでは、当社銀行口座で適切に資金を管理し、残額については運転資金に充当する予定であります。

内訳は下表のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支払い予定時期
冷凍餃子製造設備更新	111	平成29年6月から 平成31年3月
合計	111	

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	THAI HACHIBAN CO., LTD.	
	本店の所在地	240 Phra Sumen Road, Talat Yot, Phra Nakhon, 10200 Bangkok Thailand	
	国内の主たる事務所の責任者及び連絡先	該当事項はありません。	
	代表者の役職及び氏名	Managing Director, Mr. NIPON LOUNGPUTRAMATE	
	資本金	192,400,000タイバーツ	
	事業の内容	8番らーめんショップの経営	
	主たる出資者及びその出資比率	SUMAREE LUANGPHATARAMETHEE 30.11%、NIPON LOUNGPUTRAMATE 22.43%、POOMICHAIR LEUNGPHATARAMATEE 18.41%、BOONCHANA LOUNGPUTTRAMATE 14.67%、株式会社八チバン 14.38%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	276,575株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	当社の代表取締役社長後藤克治は、当該会社の取締役を兼務しています。また当該会社から、日本人従業員1名の出向を受け入れています。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	タイ国において当社からのライセンス供与により8番らーめん店をチェーン展開し、当社はその対価としてロイヤリティを得ています。	

（注） 上記は、平成29年5月31日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

当社は平成29年5月25日、設備更新資金の調達及び当社取引先との関係強化並びに自己資本の充実を企図し、当社取引先を対象とする第三者割当による自己株式の処分（以下、「前回自己株式処分」という。）を実施しました。本自己株式処分の割当予定先であるTHAI HACHIBAN CO., LTD.は、前回自己株式処分における割当予定先でありましたが、資金決済を依頼した海外金融機関の間で密な連携が出来ておらず資金決済を依頼した海外金融機関による送金手続きに予定よりも時間を要した結果、資金払込が処分期日の翌日となったため、同社を割当予定先としていた35,000株に失権が生じました。

その後当社内で再度検討した結果、設備更新資金を調達し経営基盤を固めるとともに、海外事業の中核であるタイ国における8番らーめん店の展開をより強力に推進するため、同社との関係を更に強化させることが当社の長期的な発展にとって重要であるとの結論に至り、本自己株式処分を行うことといたしました。なお、前回の失権を踏まえ、同社から資金決済はより慎重かつ正確に実施すると聞いております。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 35,000株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先に、本自己株式処分により取得した株式を中長期的に保有する方針であることを確認しております。また、当社は、割当予定先に対して払込期日から2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び譲渡株式数等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告に基づく報告を株式会社東京証券取引所に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から払込期日までに確約書を取得する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるTHAI HACHIBAN CO.,LTD.の直近の金融機関における口座残高確認書等の残高により、本自己株式処分に係る払込みに要する財産を保有しているものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、本自己株式処分の払込期日時点で予定されている割当予定先の役員もしくは子会社または割当予定先の主要株主が反社会的勢力等でないこと及び反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、第三者調査機関である株式会社J Pリサーチ&コンサルティング(住所:東京都港区虎ノ門三丁目7番12号、代表取締役:古野啓介)に調査を依頼した結果、関係性を確定できる事実は確認されなかった旨の調査結果を受領いたしました。これにより、割当予定先、割当予定先の役員もしくは子会社または割当予定先の主要株主が反社会的勢力等と一切関係ないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

処分価格につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」という。)の直前営業日(平成29年6月23日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値3,345円に対して4.04%のディスカウントとなる3,210円といたしました。なお、当該処分価格は前回自己株式処分の処分価格と同額であります。前回の自己株式処分において割り当てる予定であったので、前回の他の割当先との公平性に鑑み、同水準の処分価格といたしました。

当該処分価格は、本取締役会決議日の直前の営業日の直前1ヶ月間(平成29年5月24日から平成29年6月23日まで)の終値の平均値である3,308円(円未満切捨て)に対しては、2.96%のディスカウント、同直前3ヶ月間(平成29年3月24日から平成29年6月23日まで)の終値の平均値である3,248円(円未満切捨て)に対しては、1.17%のディスカウント、同直前6ヶ月間(平成28年12月26日から平成29年6月23日まで)の終値の平均値である3,252円(円未満切捨て)に対しては、1.29%のディスカウントであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案し、割当予定先と協議のうえ決定したものであり、特に有利な処分価格には該当しないものと判断いたしました。

上記処分価格につきましては、取締役会に出席した監査役3名(全て社外監査役)が、特に有利な処分価格には該当しておらず、また適法である旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模に合理性があると判断した根拠

本自己株式処分により、THAI HACHIBAN CO.,LTD.に対して割当てる株式数は35,000株であり、本自己株式処分前の当社普通株式の発行済株式総数3,068,111株の1.14%(総議決権数29,057個に対する割合1.20%)に相当し、これにより、一定の希薄化が生じます。

しかしながら、当社といたしましては、本自己株式処分により、設備更新資金を調達し経営基盤を固めるとともに、海外事業の中核であるタイ国における8番らーめん店の展開を強力推進することが当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口4）	東京都中央区晴海1-8-11	151	5.20%	151	5.14%
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り1-2-26	146	5.05%	146	4.99%
麒麟麦酒株式会社	東京都中野区中野4-10-2	138	4.76%	138	4.70%
株式会社ジーエスシー	石川県金沢市高尾南2-130	101	3.50%	101	3.46%
ハチパン取引先持株会	石川県金沢市新神田1-12-18	96	3.31%	96	3.27%
日清製粉株式会社	東京都千代田区神田錦町1-25	95	3.27%	95	3.23%
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4 番1号	72	2.48%	72	2.46%
大和産業株式会社	愛知県名古屋市中区新道一丁目 14番4号	68	2.36%	68	2.33%
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町2-4-3	59	2.05%	59	2.03%
後藤 四郎	石川県金沢市	53	1.83%	53	1.81%
計	-	983	33.82%	983	33.42%

- (注) 1. 本第三者割当後の大株主の状況は、平成29年3月20日現在の株主名簿を基準とし、総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年3月20日時点の総議決権数に前回自己株式処分により増加した議決権数(1,010個)を加算して算出してあります。また、三井住友信託銀行株式会社及び大和産業株式会社は、前回自己株式処分により増加した株式数及び議決権数を、所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合に加算してあります。
2. 上記の他、平成29年6月26日現在140,960株を自己株式として所有しており、割当後105,960株となります。(なお、平成29年3月21日以降の単元未満株式の買取分は含まれておりません。)
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成29年6月26日現在の総議決権数(29,057個)に、本自己株式処分により増加する議決権数(350個)を加えた数で除して算出した数値であります。
4. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)の所有株式のうち信託業務に係る株式数は151千株であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第47期有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成29年6月26日）までの間に、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成29年6月26日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の第47期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成29年6月26日）までに、以下の臨時報告書を北陸財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

平成29年6月16日提出の臨時報告書

1 提出理由

平成29年6月15日開催の当社第47期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月15日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1．株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円（うち普通配当10円、記念配当10円）

総額56,523,020円

2．剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月16日

第2号議案 定款一部変更の件

当社グループにおける事業の拡大および事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的の変更を行う。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、都築一隆、蘭森成輝、渡邊俊市を選任する。なお、3氏は社外監査役である。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人に太陽有限責任監査法人を選任する。

第5号議案 役員賞与支給の件

取締役7名（うち社外取締役1名）および監査役4名に対し、役員賞与総額25,000千円（取締役分23,150千円、社外取締役分350千円、監査役分1,500千円）を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

- ・ 総議決権の数（平成29年3月20日現在） 28,047個
- ・ 株主総会当日出席者を含めた議決権行使総数 18,634個

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	17,834	39	-	（注）1	可決（95.71％）
第2号議案	17,830	43	-	（注）2	可決（95.69％）
第3号議案					
都築 一隆	17,805	72	-	（注）3	可決（95.53％）
藺森 成輝	17,807	70	-		可決（95.54％）
渡邊 俊市	17,802	75	-		可決（95.51％）
第4号議案	17,819	58	-	（注）1	可決（95.61％）
第5号議案	17,750	127	-	（注）1	可決（95.24％）

（注）1．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

- 2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- 3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していない。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第47期)	自 平成28年3月21日 至 平成29年3月20日	平成29年6月15日 北陸財務局長に提出
---------	----------------	------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出されたデータ開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6月15日

株式会社ハチバン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福原 正三 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 石田 勝也 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハチバンの平成28年3月21日から平成29年3月20日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハチバン及び連結子会社の平成29年3月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年5月8日の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を決議し、平成29年5月25日に一部を除き払込みが完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ハチパンの平成29年3月20日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ハチパンが平成29年3月20日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月15日

株式会社ハチパン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福原 正三 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 石田 勝也 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハチパンの平成28年3月21日から平成29年3月20日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハチパンの平成29年3月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年5月8日の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を決議し、平成29年5月25日に一部を除き払込みが完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。